

議案第103号

川崎市市税条例の一部を改正する条例の制定についての市長の専決処分の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和3年5月31日提出

川崎市長 福田 紀彦

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、川崎市市税条例の一部を改正する条例の制定について次のとおり専決処分する。

令和3年 3 月 3 1 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市市税条例の一部を改正する条例

川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第63条の3第1号及び第2号中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第15項中「同条第2項」の次に「又は第3項」を、「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第22項第3号中「令和3年3月31日」を「令和3年12月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

理 由

地方税法等の一部を改正する法律が令和3年3月31日に公布され、軽自動車税等について一部改正が行われたが、そのうち軽自動車税の環境性能割の税率区分の見直し及び自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する軽自動車税の環境性能割の税率を軽減する特例の適用期限を延長することについては、同年4月1日から施行されることとなり、早急に川崎市市税条例の一部を改正する条例を制定する必要性が生じたため